

新潟県公安委員会規則第1号

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年2月14日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和35年新潟県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第2条 新潟県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第199条第1項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員及び同法第201条の2第1項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第2条 新潟県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第199条第2項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

附 則

この規則は、令和6年2月15日から施行する。